

博多港港湾計画書（案）

— 軽易な変更 —

平成25年1月

博多港港湾管理者
福岡市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成13年 5月 第20回博多港地方港湾審議会
- ・ 平成13年 7月 交通政策審議会第1回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成15年 6月 第21回博多港地方港湾審議会
- ・ 平成15年 7月 交通政策審議会第7回港湾分科会
- ・ 平成17年10月 第22回博多港地方港湾審議会
- ・ 平成17年11月 交通政策審議会第16回港湾分科会
- ・ 平成20年 6月 第23回博多港地方港湾審議会
- ・ 平成22年 2月 第24回博多港地方港湾審議会
- ・ 平成22年 3月 交通政策審議会第37回港湾分科会
- ・ 平成23年 8月 第25回博多港地方港湾審議会

の議を経た博多港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

| | |
|--------------------------|---|
| 変更理由 | 1 |
| 1 土地造成及び土地利用計画 | 2 |

変 更 理 由

アイランドシティ地区において、土地利用を実現し、事業の進捗を図る観点から、土地利用計画を変更する。

1 土地造成及び土地利用計画

(1) 土地利用計画

アイランドシティ地区の土地利用計画を次のとおり変更する。

(今回計画)

(単位:ha)

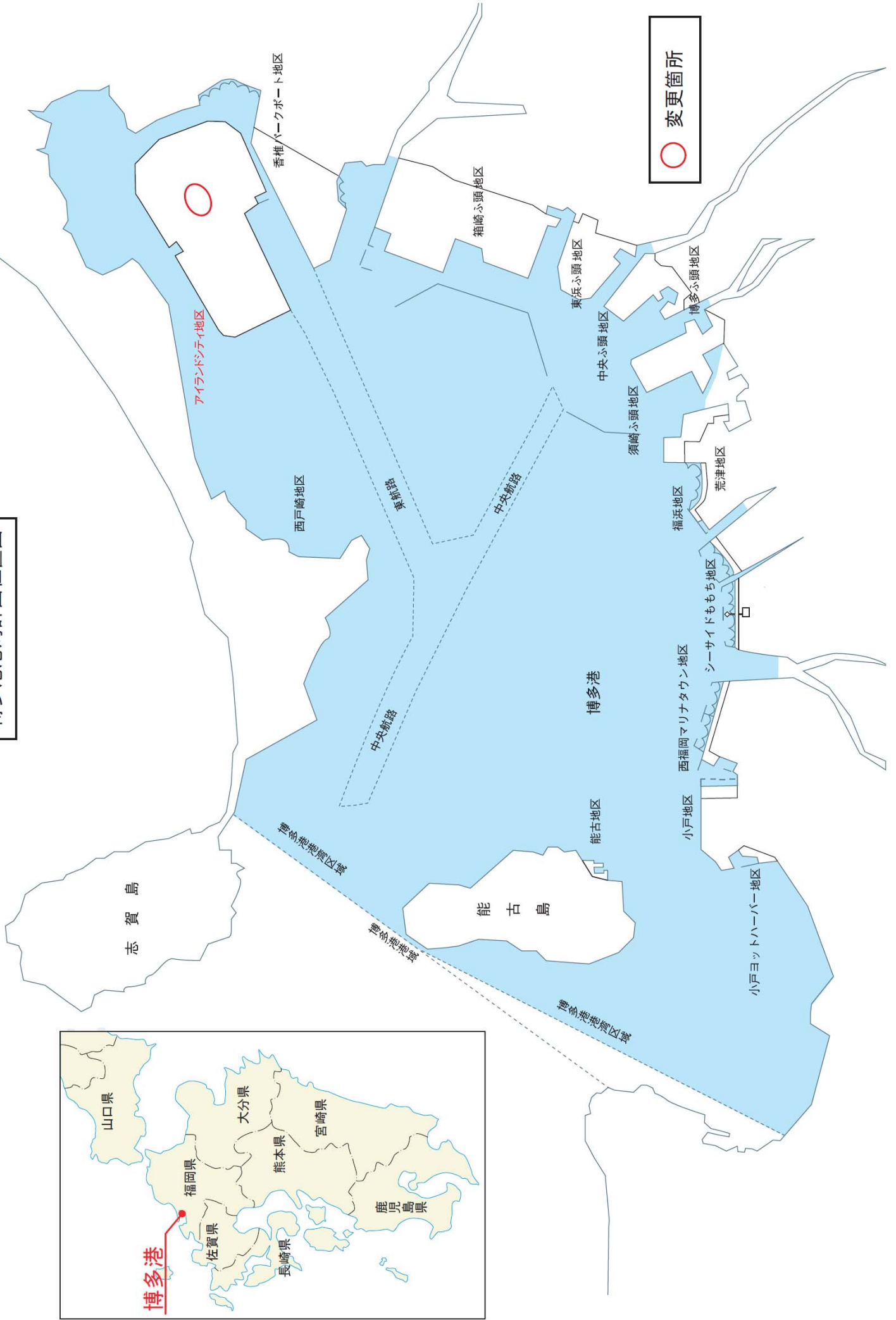
| 地区名 \ 用途 | 埠頭用地 | 港湾関連用地 | 交流厚生用地 | 都市機能用地 | 交通機能用地 | 緑地 | 合計 |
|------------|------|--------|--------|--------|--------|------|-------|
| アイランドシティ地区 | (72) | (97) | | | (25) | (36) | (230) |
| | 72 | 97 | | 156 | 25 | 52 | 402 |

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記載した。

注3 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

博多港湾計画位置図



○ 変更箇所

